

尾道市の中小企業支援制度

●尾道市中小企業融資制度

利用できる方	市内に事業所を有し、1年以上事業を営む、納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等		
資金区分	運転資金		設備資金
資金使途	普通貸付	小口貸付	
融資限度額	会社・個人 1,500万円 事業協同組合等 1,800万円	会社・個人 500万円	会社・個人 2,500万円 事業協同組合等 2,800万円
融資期間	7年以内（うち据置6か月以内）		10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	短期年1.9%（1.5%）以下 長期年2.1%（1.7%）以下	短期年1.8%（1.4%）以下 長期年2.1%（1.7%）以下	年2.1%（1.7%）以下

※運転資金普通貸付と小口貸付を併用する場合は、普通貸付の融資限度額内とする。

※融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用する。

※短期とは1年以内を、長期とは1年を超える融資期間内をいう。

●小規模事業者経営改善資金貸付等利子補給金交付制度

概要	（株）日本政策金融公庫の無担保・無保証人の貸付制度である小規模事業者経営改善資金貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を利用した者に対して、利子補給を行う制度
対象	・市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 ・平成11年1月1日から平成29年3月31日までの期間に利用した者 ・納税成績良好な者
対象事業	小規模事業者経営改善資金貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付
補給内容	補給金の額：年1%（1%未満のときはその利率）の利子に相当する額 補給期間：利子補給開始月から3年以内
特記事項	返済が遅延したときは、補給金の交付は行わない。

●保証料特別補助金交付制度

概要	尾道市中小企業融資制度における500万円以下の運転資金利用者を対象に、事業者が負担した信用保証料に相当する額を期間限定で補助する制度
対象	尾道市中小企業融資制度における500万円以下の運転資金を利用した事業者
助成内容	事業者が負担した信用保証料に相当する額（1,000円未満切捨て）
申請時期	融資実行日より起算して60日以内に申請する
特記事項	平成25年4月1日から平成29年3月31日までの融資実行分が対象 期間中1事業者につき1回限りです。

●創業資金利子補給金交付制度

概要	（株）日本政策金融公庫の創業に係る資金及び広島県制度融資の創業支援資金を利用した新規創業者に対して、創業時の負担を軽減するために利子補給を行う制度
対象	(1) 尾道市内に事業所を有している事業者 (2) 上記資金の融資を受けて1年以内に創業した事業者、または、創業後1年以内に融資を受けた事業者 (3) 納税成績の良好な事業者
補給内容	融資の当初2年間の支払利子相当額（1,000円未満切捨て） 年間の上限30万円
特記事項	平成25年4月1日から平成32年3月31日までの申請予定届提出分を対象 融資実行日より起算して、60日以内に補助金交付申請予定届を提出すること 補助金交付は、1事業者につき1回限り

●工場等設置奨励金

概要	新・増設した工場等が操業を開始した日以降において、当該工場等に対して新たに固定資産税が課されることになった年度から3年以内の間、各年度の固定資産税に規則に定める割合を乗じて得た額を助成。
対象	新設又は増設された、物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設、流通施設又は工場に関する試験研究施設及びこれらに付帯する施設で、当該工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること。
助成内容	初年度：固定資産税額の100分の100 第2年度：固定資産税額の100分の80 第3年度：固定資産税額の100分の60
申請時期	工事着工までに奨励指定の申請書を提出する。
特記事項	各年度5,000万円が限度額

●設備取得奨励金

概 要	県営産業団地内において設備の新設又は増設するもので、広島県の助成対象となるものに対し助成。
対 象	新設又は増設された、物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設、流通施設又は工業に関する試験研究施設及びこれらに付帯する施設で、当該工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること。
助 成 内 容	設備の新設又は増設のために要した費用（土地代を除く）×5%
申 請 時 期	該当者には通知します。
特 記 事 項	限度額5,000万円

●土地取得奨励金

概 要	県営産業団地の土地を5,000㎡以上、広島県から一括払いで購入したものに對して、操業開始後に助成します。
対 象	新設又は増設された、物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設、流通施設又は工業に関する試験研究施設及びこれらに付帯する施設で、当該工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること。
助 成 内 容	土地取得代金×5%
申 請 時 期	該当者には通知します。

●雇用奨励金

概 要	新・増設した工場等の操業に伴い新たに雇用した常時使用する市内在住の従業員の数が、当該工場等の操業開始後1年を経過した日において、5人以上の場合。
対 象	新設又は増設された、物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設、流通施設又は工業に関する試験研究施設及びこれらに付帯する施設で、当該工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること。
助 成 内 容	1人につき、10万円
申 請 時 期	該当者には通知します。
特 記 事 項	限度額1,000万円

詳細は尾道市のHP（<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先 尾道市商工課 TEL 0848-38-9182

福山市の中小企業支援制度

●事業所を新設・増設する場合の優遇制度

福山市に工場、流通施設、情報サービス事業所、試験研究施設などの事業所を設置する場合、奨励金が支給されます。

○指定の基準

福山市企業立地促進条例の適用を受けるには、指定の基準を満たす必要があります。

対象事業※1	立地場所	投下固定資産総額	雇用	公害防止対策
工場	工業専用地域 工業地域 準工業地域	5,000万円以上	—	事前に市と協議の上、実施
流通施設	福山北 県営(一部)※2			
大規模工場	市内全域	100億円以上 (土地代金除く)	新規30人以上	
試験研究施設	市内全域	5,000万円以上	専門的技能者※3 新設…5人以上、増設…新規3人以上	(注)
特定業務施設			新設…3人以上(1年継続) 増設…新規2人以上(1年継続)	
情報サービス事業所		—	新設…5人以上(1年継続) 増設…新規3人以上(1年継続)	
コールセンター			新設…新規20人以上(1年継続) 増設…新規10人以上(1年継続)	

(注) 研究開発部門のために使用される事務所又は研究所は、事前に市と協議の上、公害防止対策の実施が必要

○事業所設置奨励金

指定の基準を満たす者のうち、対象者の条件に応じて、事業所設置奨励金を交付します。

区分	助成対象	対象者の条件	対象地域	助成率		限度額	交付時期
土地助成 ※4	土地取得 価格	○工場、流通施設 ○土地取得面積が 5,000㎡以上かつ代 金一括払い	福山北	15%		なし	
			県営(一部) ^{※2}	5%			
設備助成 ※4	設備投資額 (建物・設備)	○工場：生産施設面積が 2,000㎡以上かつ新 規雇用者が10人以上 ○流通施設：流通業務施 設面積が1,000㎡以 上かつ新規雇用者が5 人以上	福山北	25% ※県の助成を受けるもの 県助成と合せて25%		3億円 2億円	操業日 以後
			県 営	5%		5,000万円	
税 助 成	固定資産税 (土地・建物 ・償却資産)	○工場、流通施設	福山北(新設)	①100% ②100% ③100%		各年度 1億円	各年度の 固定資産 税が完納 された年 度の翌年 度末
			県 営(新設)	①100% ② 80% ③ 60%			
			その他	①100% ② 75% ③ 50%			
		操業日以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度 から3年度間					
		○大規模工場	県 営	100%×3年度間		計5億円	
			その他	100%×5年度間		なし	
			操業日以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度 から3年度間又は5年度間				
	資産割 事業所税	○工場、流通施設、 大規模工場	福山北(新設)	①100% ②100% ③100%		各年度 600万円	各年度の事 業所税が完 納された年 度の翌年度 末
			県 営(新設)	①100% ② 80% ③ 60%			
			その他	①100% ② 75% ③ 50%			
操業日以後、最初の申告納付期限の属する年度の翌年度から3 年度間							
試験研究 施設助成	投下固定 資産総額	○試験研究施設	市内全域	10%		1億円	操業日 以後
特定業務 施設等 助 成	投下固定資 産総額 ^{※5}	○特定業務施設、情報 サービス事業所、コー ルセンター	市内全域	10%		1,000万円	操業日か ら1年を 経過した 日(基準 日)以後
	事務所 賃借料			50%×1年間		600万円	
	通信回線 使用料			50%×1年間		1,000万円	

○雇用奨励金

事業所設置奨励金の対象者のうち、一定条件を満たす場合には、雇用奨励金を交付します。

【交付条件】 基準日における、操業に伴い新たに採用した 常時使用の従業員の人数		奨励内容	限度額	交付時期
工場・流通施設	中小企業10人以上、大企業15人以上	新規対象従業員 ^{※6} 30万円/人 異動対象従業員 ^{※7} 10万円/人	6,000万円	操業日から1年を経過 した日(基準日)以後
情報サービス事業所・ 特定業務施設・ 試験研究施設	中小企業5人以上、大企業10人以上		3,000万円	
コールセンター	30人以上			

※ 1 対象事業

次に掲げる自己が使用する事業所を設置するもの。

事業所	詳細内容		
工場	物品の製造、加工又は修理の事業に供する施設及びこれらに付帯する施設		
流通施設	流通業務（荷受、保管、流通加工（物流の流通過程における簡易な加工をいう。）、出荷、道路運送その他の物資の流通に係る業務をいう。）を専ら行うための施設		
試験研究施設	工業製品に係る基礎研究、応用研究又は開発研究を主体に行う施設で、独立した構造及び設備を有するもの。ただし、工場の操業と同時に操業を開始するものを除く。		
特定業務施設	事務所：複数の事業所に対する業務または全体的な業務を行うものを指す。		
	部門	具体例	詳細説明
	調査・企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門等	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門
	情報処理部門	電算処理部門、システム部門等	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的に行っている部門（商業に関するものは×）
	研究開発部門	製品開発部門、技術開発部門等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む。）
	国際事業部門	貿易部門、海外事業部門等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
	その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門
	研究所：事業者による研究開発において重要な役割を担うものに限る。 研修所：事業者による人材育成において重要な役割を担うものに限る。		
情報サービス事業所	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業の用に供する施設		
コールセンター	コールセンター業の用に供する施設		

※ 2 県営団地（新市工業団地、箕沖産業団地、びんごエコ団地）のうち、びんごエコ団地を除いたもの

※ 3 専門的知識及び技能を有すると認められる従業員で、常時雇用の者

※ 4 福山北産業団地にあつては、福山市土地開発公社から、県営団地にあつては広島県から直接分譲を受けて事業所を新設する場合に限る。

※ 5 償却資産の賃貸借契約に係る賃借料（1年分に限り）を含む。

※ 6 操業に伴い新たに採用した常時雇用の従業員で、基準日の9か月前より本市に住所を有する者

※ 7 操業に伴い市外事業所から異動してきた常時雇用の従業員で、基準日の9か月前より本市に住所を有する者

【適用除外】

福山市中小企業振興条例の適用を受けるものについては、本条例の対象となりません。

【情報公開】

福山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、企業名と交付金額を開示します。

○福山市企業立地促進条例の適用を受けるためには、事業着手の1か月前までに指定申請が必要です。

○市街地から工場を移転する場合の優遇制度

市内の中小企業者が「市街地地域」から「工業地域」へ工場を全面移転する場合に、固定資産税について補助金が支給されます。また、工場移転のための融資制度（福山市工場移設資金融資制度）も活用できます。

補助対象者	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者			
補助対象事業	(1) 「市街地地域」から「工業地域」へ工場を全面移転する場合			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市街地地域</th><th>第1種・第2種低層住居専用地域・中高層住居専用地域・住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業地域</td><td>工業専用地域、工業地域、準工業地域</td></tr> </tbody> </table>	市街地地域	第1種・第2種低層住居専用地域・中高層住居専用地域・住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	工業地域
市街地地域	第1種・第2種低層住居専用地域・中高層住居専用地域・住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域			
工業地域	工業専用地域、工業地域、準工業地域			
補助金の内容	(2) 投下固定資産額 500万円以上			
	(3) 旧工場跡地は、都市の環境整備と計画的土地利用をするよう市と協議すること			
	(4) 新工場は、市と協議して適切な環境保全対策を実施すること			
	固定資産税（土地・建物・償却資産） 第1年次 100/100 第2年次 75/100 第3年次 50/100 操業後、新たに固定資産税が課税することとなった年度から3年間について一定割合で補助 限度額 各年度 1億円限度 補助時期 各年度の固定資産税の最終納期日（納期後に納付があったときは、この納付の日）から6ヶ月以内に交付			
申請について	「福山市中小企業振興条例」の事業指定申請を事業着手1月前までに行うこと			

お問い合わせ先

福山市経済環境局経済部企業誘致推進課

TEL 084-928-1124 FAX 084-928-1733

●経営力強化人材育成事業（ものづくり技術継承事業）

市内の中小企業の皆さまがグループ等を構成して、経営力の強化を目的として実施する各種人材育成事業に対して、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者で構成するグループで、構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの。 (2) 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合連合会等）で構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの。 (3) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと
補助対象事業	ものづくり技術等の継承を重点とした研修事業（実技指導又は実施指導を含む講習会等）で、当該年度の事業採択日から年度末日までの間で事業計画を組み実施するもの。 例えば… ① 組合やグループ内の社員を外部産業支援機関が行う実技セミナーに参加させる事業 ② 外部産業支援機関の指導人材を活用し、組合やグループの各社に派遣を求める事業 ③ 組合やグループ内で指導人材や研修場所、機械などを相互に活用する事業 ④ 組合やグループ内で指導人材を相互に活用し、研修場所、機械などは外部産業支援機関を活用する事業 ⑤ 組合やグループ内で研修場所、機械などを相互に活用し、指導人材は外部産業支援機関を活用する事業 ⑥ ①～⑤を組み合わせた事業やその他の方法で実施する事業
補助対象事業費	会場・機械器具使用料、講師謝金、旅費、加工材料費、受講料、印刷製本費 ※ただし、旅費（交通費・宿泊費）は総事業費の1/2までが対象
補助金額	補助対象事業費×2/3以内（50万円限度）
事業採択数	5グループ程度 ※補助の決定 応募申請は3月～4月ごろ行い、審査によって決定します。

●経営力強化人材育成事業（研修機関活用事業）

市内の中小企業者が、経営力の強化を目的として実施する各種人材育成事業に対して、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者 (2) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと。
補助対象事業	次の研修機関が実施する人材育成研修に従業員等を派遣する事業。 対象となる研修機関 中小企業大学校（株）広島テクノプラザ 広島県立総合技術研究所 広島県立高等技術専門校 （独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構（ポリテクカレッジ）（公財）ひろしま産業振興機構 福山地域職業訓練センター（沼隈サンバル）（一社）広島県発明協会 福山商工会議所 福山あしな商工会 福山北商工会 神辺町商工会 沼隈内海商工会 広島県商工会連合会東部支所
補助対象事業費	受講料（1人当たり1万円以上であるもの）
補助金額	補助対象事業費×2/3以内（1事業所5万円限度、当該年度同一人1回限り）
事業採択数	5社程度 ※応募申請は4月から随時受け付け、審査によって決定します。

●経営力強化人材育成事業（ものづくり啓発事業）

ものづくりを将来的に支える人材育成や学生のものづくり離れに対応するため、産業界や大学または各種団体が連携して実施する小学生・中学生を対象としたものづくり啓発事業に対し、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者 (2) 中小企業者で構成するグループで構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの (3) 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合連合会等）で構成員の1/2以上が福山市内に本社または主たる事業所を有するもの (4) 大学及び任意団体 (5) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと
補助対象事業	大学・大学のサークル・任意団体・市内の中小企業者等が連携して実施する小学生・中学生を対象とするものづくり教室等 例えば… ① 中小企業者の製品や技術を「ものづくり材料」として実施するものづくり教室 ② 中小企業者の製品や技術について「工場見学」を通して知りながら実施するものづくり教室 ③ 中小企業者の経営者等の「ものづくり体験講義」などを受けて実施するものづくり教室 ④ ①～③を組み合わせたものやその他の方法で中小企業者と連携して実施するものづくり教室
補助対象事業費	会場使用料、車両借上料、講師等謝金（1人1日につき1万円限度）、材料費
補助金額	補助対象事業費×2/3以内（5万円限度） 当該年度1団体1回限り
事業採択数	5事業程度 ※応募申請は4月から随時受け付け、審査によって決定します。

●知的財産権取得支援事業

市内の中小企業の皆様が、ものづくり技術の向上及び競争力と経営基盤の強化を図るために行う、知的財産権の取得事業に対して、市がその経費の一部を補助します。

補助対象者	(1) 中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令第1条第2項に規定する中小企業者 (2) 同一期間中に同一事業に対して、他の公的機関の補助を受けていないこと。
補助対象事業	知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の国内における取得事業。
補助対象事業費	出願、出願審査請求、実用新案技術評価請求に係る手数料及び弁理士費用
補助金額	補助対象事業費×1/2以内(10万円限度)ただし、同一出願案件1回限り、当該年度1中小企業者1回限り
事業採択数	15事業程度 ※応募申請は4月から随時受け付け、審査によって決定します。 ※特許庁への(出願・出願審査請求・実用新案技術評価請求)提出前に申請が必要です。

●産業支援コーディネーター派遣事業

産業支援コーディネーターは、企業OB等を中心とした専門家で、中小企業が行う新商品・新技術開発(創造活動)や起業化の推進等について、技術・販売・経営等に対する助言や指導を行う地域の産業振興に深いご理解をお持ちの経験豊富な方々です。専門分野以外でも人的ネットワークにより、様々な課題解決を目指します。是非、ご活用ください。

●福山市障がい者雇用奨励金

福山市は、障がい者雇用の促進・雇用の安定を図るため、市内に居住する障がい者(身体・知的・精神・発達障がい)を雇用する事業主に、「特定就職困難者雇用開発助成金」等(国助成金)に引き続き「福山市障がい者雇用奨励金」を交付しています。

交付対象事業主	・市内において、市内に居住する障がい者を就業させている事業主。 ・国助成金の対象となった障がい者を雇用し、国助成金を受給した事業主。ただし、就労継続支援A型による障がい者雇用は対象としない。 ・国助成金の助成対象期間満了後も引き続き対象障がい者を雇用し、雇用奨励期間の満了後も引き続き対象障がい者を常用労働者として雇用を継続することが確実な事業主。 ・国助成金の助成対象期間の満了後、雇用奨励金の雇用奨励期間において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇していない事業主。(やむを得ない場合は除く。)
雇用奨励期間	起算日(国助成金の助成対象期間の満了した翌月1日)からの18か月までの期間 ・第1期:雇用奨励期間のうち最初の6か月 第2期:第1期が終了した後の12か月
補助対象期間	・第1期:6か月間が対象 第2期:第2期のうち最初の6か月間が対象 ※対象障がい者が補助対象期間の途中で事業主都合によらない離職をした場合は、雇用していた期間を補助対象期間(最大6か月)とする。 ※雇用奨励期間の起算日から1か月以内に離職した場合には、雇用奨励金は支給しない。
雇用奨励金額	月額 30,000円 ※支払う賃金の月額(月額で支払われる場合は、当該支払いの月に支払われる賃金の額とする)が30,000円に満たない場合は、当該対象障がい者に支払う賃金の月額に相当する額とする。
申請時期	・第1期:第1期経過後1か月以内 第2期:雇用奨励期間終了後1か月以内 ※第2期は、第1期と雇用奨励期間が異なります。 ※賃金支払い時期により資料提出が1か月を超える場合は、ご連絡ください。
申請書類	・福山市障がい者雇用奨励金交付申請書 ・支給対象者の月別内訳票 ・国助成金の支給決定通知書(全期)の写し ・出勤状況及び賃金支給状況の確認できる書類の写し

お問い合わせ先 福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL 084-928-1040 FAX 084-928-1733

●福山市商店街活力向上事業補助金(新規出店支援事業)

若者や創業者などが商店街の空き店舗に出店する際に、店舗改造費・店舗賃借料を支援。

補助対象者	・商店街の空き店舗において、新たに事業を営む方 ・中心市街地商店街の空き店舗において、コミュニティビジネスを開業する方
補助対象経費	・店舗改造費 ・店舗賃借料(創業者又はコミュニティビジネス開業者のみ。) ※事業年度内に係るもののみ
補助金額・補助率	・店舗改造費 100万円以内(補助率1/2) ※若者(39歳以下)又はコミュニティビジネス開業者は、120万円以内(補助率2/3) ・店舗賃借料 5万円以内/月(補助率1/2) ※いずれも事業の範囲内に補助します。

※必ず事前相談のうえ、店舗改造工事開始の1カ月前の日までに申請して下さい。

※コミュニティビジネス関係者は、中心市街地で出店するものが対象です。

お問い合わせ先 福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL 084-928-1038

●福山市中小企業融資制度

2016年（平成28年）4月1日現在

融資の種類	申し込みのできる方	資金使途 融資限度	期 間 (据置)	融資利率 (年率%)	申込先及び添付書類
経 営 安 定 資 金	1. 市内で1年以上同一事業を営む中小企業者 2. 市内に1年以上住所を有する 3. 市税を完納している 4. 広島県信用保証協会の保証対象事業に該当する 5. 取引停止処分を受けていない 6. 信用保証協会の代弁による債務を負担していない 7. 返済能力を有する	運 転 1,500万円 (運転・設備併用を含む) 設 備 1,500万円	10年 (運転1年) (設備3年)	1.97 信用保証付 1.67	【申込先】 取扱金融機関 (セーフティネット保証に係る認定申請については、福山市産業振興課で受付しています。)
益・年末資金 (申込) 益 6/1～8/10 年末 10/1～12/20		運 転 1,000万円	1年	1.77 信用保証付 1.47	
小 規 模 事 業 資 金	上記1～7及び 8. 常時使用する従業員が30人以下 (商業・サービス業は10人以下)	運 転・設 備 750万円	10年 (6カ月)	1.70 信用保証付 1.40	【添付書類】 ① 金融機関・保証協会所定の必要書類 ② 市税の完納証明書
協 同 組 合 等 資 金	1. 市内で1年以上同一事業を営む組合等及び構成する中小企業者及び 上記2～7 (組合等とは事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	運 転・設 備 組合等 3,000万円 構成員 1,500万円	10年	1年以上 1.97 1年未満 1.77	
工 場 移 設 資 金	1. 中小企業振興条例により指定を受けた中小企業者又は組合等及び 上記1～7	設 備 3,000万円 所要金額の80%以内	15年 (3年)	1.40	※工場移設資金は福山市中小企業振興条例適用事業指定通知書（企業誘致推進課）
創 業 支 援 資 金	1. 創業予定者若しくは創業後5年未満の中小企業者（分社化を含む） 2. 市内に1年以上住所を有する個人又は市内に本店を有する会社及び 上記3～7	運 転・設 備 1,000万円		1.30 信用保証付 1.00	※創業予定者は創業計画書
ベンチャー企業 支 援 資 金	上記1～7で次のいずれかの条件に該当するもの 1. 先端的又は独創的な事業（製品・技術・サービス）である旨福山商工会議所又は広島県商工会連合会東部支所の認定を受けている 2. 市補助（新事業創出支援事業）を受けている	創 業・ベン チャー併せて 1,500万円 を限度	10年 (1年)	1.10 信用保証付 0.80	※ベンチャー企業支援資金は事業可能性評価認定書（商工会議所・広島県商工会連合会）又は、補助金交付決定通知書（新事業創出支援事業）
中心市街地活性化 特 別 資 金 (2017年3月31日まで)	1. 店舗の魅力向上させるための新たな取り組み計画を作成し、その計画が適当である旨商工会議所の認定を受けている 2. 中心市街地にて小売・飲食・サービス業など一般の消費者を顧客とする事業を営む 及び 上記1～7	運 転 中小企業者 1,500万円 組合等 4,000万円 設 備 中小企業者 3,000万円 組合等 8,000万円	運 転・併用 10年 (3年) 設 備 15年 (3年)	1.70 信用保証付 1.40	※中心市街地活性化特別資金は商工会議所の店舗魅力化計画認定書
環 境 保 全 資 金	上記1～7 及び 次の融資対象 ・公害防止施設の設置又は改善、低公害車の購入、アスベスト除去工事 ・公害防止のために行う工場・事業場の建替え又は移転 ・地球環境保全（オゾン層保護、地球温暖化防止）に資する施設	設 備 2,000万円 ※法令指導の場合3,000万円（土地は総事業費の50%以内）	15年 (3年)	1.70 信用保証付 1.40	※環境保全資金は環境保全課へ事前相談・認定申込が必要
産 業 団 地 企 業 立 地 資 金 (2017年3月31日まで)	1. 福山北産業団地、新市工業団地、箕沖産業団地又はびんごエコ団地に進出 2. 引き続き1年以上同一事業を営んでいる 及び 上記3～7	設 備 2億円 (対象経費の総額の65%以内)	15年 (3年)	1.70 信用保証付 1.40	※産業団地企業立地資金は産業振興課へあせん申込が必要

※返済方法は元金均等月賦払い。ただし、益・年末資金は一時払いまたは分割払い。協同組合等資金は金融機関所定の方法。

※土地取得費は融資対象としない。（環境保全資金及び産業団地企業立地資金を除く）

※据置期間は融資期間の内に含む。

※担保及び保証人は、金融機関所定による。

※創業・ベンチャー資金は担保及び保証人不要。ただし、法人は代表者を保証人とする。

※融資対象設備は未設置のものとし、設置場所は福山市内に限る。

詳細は福山市のHP (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>) をご覧ください。

お問い合わせ先 福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL 084-928-1040

府中市の中小企業支援制度

●府中市中小企業融資制度

対 象	①市内に事業所又は住所を有し、1年以上同一事業を営んでいること（小口零細企業事業資金は、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただしサービス業のうち、小規模事業者の政令特例業種として規定された宿泊業及び娯楽業については、従業員の数は20人とする。）以下の小規模企業者） ②広島県信用保証協会の保証対象業種であること ③市税を完納していること *ただし、暴力団等は融資の対象となりません。
資 金 使 途	運転資金、小口零細企業事業資金、設備近代化資金
申 込 先	取扱金融機関
限度額・助成額等	①運転資金 ・一中小企業につき3,000万円 ②設備近代化資金 ・一中小企業につき2,000万円（特別な場合は3,000万円） ③小口零細企業事業資金 ・小規模企業者につき750万円以内 *ただし、他の保証付き融資残高との合計額が1,250万円以内に限る
融資の場合の条件等	①運転資金 ・融資期間：10年以内（6カ月以内の据置期間を含む） ・融資利率 1年以内：年1.8%以下 10年以内：年2.1%以下
	②設備近代化資金 ・融資期間：10年以内（1年の据置期間含む） ・融資利率：年2.1%以下
	③小口零細企業事業資金 ・融資期間：10年以内（6カ月以内の据置期間含む） ・融資利率：年1.7%以下
	保 証 料 率 保証協会所定の利率
	担保・保証人 金融機関所定の方法による
取扱金融機関	商工組合中央金庫、中国銀行、広島銀行、備後信用組合、もみじ銀行、両備信用組合、福山市農業協同組合

●府中市融資制度にかかる信用保証率の軽減

概 要	府中市融資制度にかかる信用保証料の軽減
対 象	府中市中小企業運転資金融資制度
対象事業	運転資金、設備近代化資金、小口零細企業事業資金
補給内容	基本保証率を軽減し、差額を府中市が負担 運転資金・設備近代化資金 基本保証料率「0.45～1.90」を「0.45～1.71」に軽減 小口零細企業事業資金 基本保証料率「0.50～2.20」を「0.50～1.98」に軽減

●企業立地

概 要	府中市内に新たに新設・増設・移設をする場合に、指定要件を満たしていれば、要件に該当したのに対して奨励金が交付されます。
対 象	指定要件に該当する企業で企業立地事業に着手する前に指定事業者の指定を受けているもの *指定要件については、当市ホームページをご参照ください。
助成内容	①企業立地促進奨励金 ・府中市内の工業地域・工業専用地域などに事業所の建設・増設・移設の目的で土地を取得した場合に土地取得費又は土地鑑定評価額のいずれか低い額の10/100以内の額を助成（上限は1億円） ②投下固定資産奨励金 ・企業立地用の資産を取得したときに、市が評価した投下固定資産総額に係る固定資産税・都市計画税の合計額以内の額を助成（上限はなし） ③雇用促進奨励金 ・府中市内の工業地域・工業専用地域などに事業所の新設・増設・移設をし、新たに雇用をした場合に新たに雇用した従業員の人数に50万円を乗じて得た額を助成（上限は、1,000万円）
対象期間	①企業立地促進奨励金…指定業者の指定から操業の日まで ②投下固定資産奨励金…操業開始の年の翌年分の課税があった年度から起算して3年度間 ③雇用促進奨励金…指定事業者の指定から操業後1年以内

お問い合わせ先 府中市建設産業部産業振興課 TEL 0847-43-7190

●府中市まちなか活性化支援制度

〔公益施設建設促進事業〕

補助対象地域	補助対象基本区域及び指定道路沿道																	
補助対象要件	<建築補助> ・建築確認申請が必要な建築物の建築等であって、その建築する延べ床面積が100㎡以上であること。 ・建築物を建築する敷地の面積が300㎡以上であること。																	
補助対象経費及び補助率	<建築補助> ・建築に際し、新たに土地を購入する場合においては、補助金の交付申請年度の当該土地に係る固定資産税課税標準額の1,000分の14の額。 ・建築に際し、既存の建築物（工作物及び樹木を除く。）を除却する場合においては、当該除却に要する費用の10分の1の額。 ・建築、大規模な修繕及び模様替えを行う場合において、公益施設の建設にあっては建築等に係る費用（公益の用に供する部分以外のものを除く。）の5分の1の額。																	
補助限度額	<建築補助> <table><tr><th>敷地面積</th><th>公益の用として建築する部分の延床面積</th><th>限度額</th></tr><tr><td>300㎡以上</td><td>100㎡以上</td><td>2,000,000円</td></tr><tr><td>500㎡以上</td><td>150㎡以上</td><td>4,000,000円</td></tr><tr><td>700㎡以上</td><td>200㎡以上</td><td>7,000,000円</td></tr><tr><td>1,000㎡以上</td><td>250㎡以上</td><td>10,000,000円</td></tr></table>			敷地面積	公益の用として建築する部分の延床面積	限度額	300㎡以上	100㎡以上	2,000,000円	500㎡以上	150㎡以上	4,000,000円	700㎡以上	200㎡以上	7,000,000円	1,000㎡以上	250㎡以上	10,000,000円
敷地面積	公益の用として建築する部分の延床面積	限度額																
300㎡以上	100㎡以上	2,000,000円																
500㎡以上	150㎡以上	4,000,000円																
700㎡以上	200㎡以上	7,000,000円																
1,000㎡以上	250㎡以上	10,000,000円																
適用除外	・公益施設の建設が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。 1. 公共移転による補助対象施設の建設である場合。 2. 他の補助を受けている場合。（ただし、耐震補強及び太陽光発電に関する補助金制度を除く。） 3. 建築物の建築を伴わないもの。 4. 補助事業者が宗教法人その他特定に宗教又は思想を標榜して活動する団体及び個人並びに府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に該当するもの。																	

〔商業施設建設促進事業〕

補助対象地域	補助対象基本区域及び指定道路沿道																	
補助対象要件	<建築補助> ・ 建築確認申請が必要な建築物の建築等であって、その建築する延べ床面積が10㎡以上であること。 ・ 建築物を建築する敷地の面積が10㎡以上であること。 <改修補助> ・ 建築確認申請が必要でない修繕及び模様替えを行う費用。																	
補助対象経費及び補助率	<建築補助> ・ 建築に際し、新たに土地を購入する場合においては、補助金の交付申請年度の当該土地に係る固定資産税課税標準額の1,000分の14の額。 ・ 建築に際し、既存の建築物（工作物及び樹木を除く。）を除却する場合においては、当該除却に要する費用の10分の1の額。 ・ 建築、大規模な修繕及び模様替えを行う場合において、商業施設の建設にあっては建築等に係る費用（商業の用に供する部分以外のものを除く。）の10分の1の額。 <改修補助> ・ 改修にかかる費用（商業の用に供する部分以外は除く）で新たに開業する商業施設の場合は5分の1の額、既に開業している商業施設の場合は10分の1の額。																	
補助限度額	<建築補助> <table><tr><th>敷地面積</th><th>商業の用として建築する部分の延床面積</th><th>限度額</th></tr><tr><td>10㎡以上</td><td>10㎡以上</td><td>500,000円</td></tr><tr><td>125㎡以上</td><td>100㎡以上</td><td>1,250,000円</td></tr><tr><td>200㎡以上</td><td>150㎡以上</td><td>2,500,000円</td></tr><tr><td>250㎡以上</td><td>200㎡以上</td><td>4,000,000円</td></tr></table> <改修補助> ・ 500,000円を限度額とする。ただし、改修費用が150,000円未満のものは、補助金の交付の対象外とする。			敷地面積	商業の用として建築する部分の延床面積	限度額	10㎡以上	10㎡以上	500,000円	125㎡以上	100㎡以上	1,250,000円	200㎡以上	150㎡以上	2,500,000円	250㎡以上	200㎡以上	4,000,000円
敷地面積	商業の用として建築する部分の延床面積	限度額																
10㎡以上	10㎡以上	500,000円																
125㎡以上	100㎡以上	1,250,000円																
200㎡以上	150㎡以上	2,500,000円																
250㎡以上	200㎡以上	4,000,000円																
適用除外	・ 商業施設の建設が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。 1. 公共移転による補助対象施設の建設である場合。 2. 他の補助を受けている場合。（ただし、耐震補強及び太陽光発電に関する補助金制度を除く。） 3. 建築物の建築等を伴わないもの。 4. 補助事業者が宗教法人その他特定に宗教又は思想を標榜して活動する団体及び個人並びに府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に該当するもの。 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6項に定める営業を行う場合。																	

〔活性化促進支援事業〕

補助対象地域	中心市街地		
補助対象要件	・中心市街地において、団体が行うソフト事業であって市長がまちなかの活性化に相当期間にわたり寄与すると認めたもの。 例) 都市部と農村部の交流事業、まちなか居住の推進、空家の再生活用、NPO・まちづくり会社の設立、市街地開発事業の意思形成事業、まちづくり協定策定、など ・代表者が府中市民であること。		
補助対象経費及び補助率	・活性化促進支援事業を実施するに当たり必要な経費のうち、次表に該当する経費の総額の2分の1の額とする。 <table border="1"> <tr> <td>補助対象経費</td><td>謝礼金、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通運搬費、コンサルタント委託料、修繕費、使用料、賃借料、会場設営費、広報費、その他市長が必要と認める経費</td></tr> </table> ・補助金の交付の目的に照らし、その効果が大きいと認めるときは、最長3年間補助金を交付することができる。	補助対象経費	謝礼金、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通運搬費、コンサルタント委託料、修繕費、使用料、賃借料、会場設営費、広報費、その他市長が必要と認める経費
補助対象経費	謝礼金、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通運搬費、コンサルタント委託料、修繕費、使用料、賃借料、会場設営費、広報費、その他市長が必要と認める経費		
補助限度額	・年250,000円を限度とする。		
適用除外	・活性化促進支援事業が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。 1.他の補助を受けている場合。 2.既に本制度を活用している団体。（構成員の過半が同一人物で構成される別の団体であっても同一団体とみなします。） 3.祭礼、興行、フリーマーケット、コンサート等の一時的な集客を主たる目的とする事業、専ら営利のみを目的とする事業、専ら学術研究のみを目的とする事業。 4.補助事業者が宗教法人その他特定に宗教又は思想を標榜して活動する団体及び個人並びに府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に該当するもの。		

※同一敷地において、一度公益施設建設促進事業を行うと商業施設建設促進事業は使えません。（逆も不可。）

※商業施設建設促進事業において、一度建築補助を行った敷地に改修補助は使えません。（逆も不可。）ただし、改修補助を受けた敷地であっても補助を受けてない部分であって別の商業施設であれば、改修補助の活用は可能です。

※活性化促進支援事業と公益施設建設促進事業又は商業施設建設促進事業の組み合わせは可能です。

※活性化促進支援事業の場合、同一事業者が同一年度に複数の補助事業を行うことはできません。

お問い合わせ先 府中市建設産業部 産業振興課 TEL 0847-43-7190
まちづくり課 TEL 0847-43-7159

●府中市小規模事業者経営改善資金利子補給金

概 要	小規模事業者経営改善資金（マル経）を平成27年4月1日より利用した府中市内の事業者に対し、府中市より予算の範囲内で2年間利子補給金を交付する。
対 象	1.従業員が20人以下【商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合5人以下】であること。 2.6ヵ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること。 3.1年以上、府中商工会議所の地区内で事業を営んでいること。 4.各種税金【所得税、法人税、事業税または都道府県民税や市町村税(均等割を含む)】をすべて完納していること。 5.商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと。 ※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。
融 資 額	2,000万円以内 ※1,500万円を超える場合は、事業計画書が必要。
利 率	利子補給0.5%
返 済 期 間	運転資金：7年以内（据置期間1年以内） 設備資金：10年以内（据置期間2年以内）
担保・保証人	不要（本人保証も不要）

お問い合わせ先 府中市建設産業部 産業振興課 TEL 0847-43-7190

●府中市中小企業見本市等出展事業補助金

概 要	中小企業における販路の拡大を支援し、地域産業の発展を図るため、見本市等へ出展する際にかかる費用の一部を助成する。
補助対象者	以下のいずれの要件も満たす中小企業者 1.市内に主たる事業所を有し、市内で引き続き1年以上事業を営む者であること。 2.市税等の滞納がない者であること。 3.補助金の交付を受けようとする見本市等に出展する経費について、他の公共的団体等から補助金等を受けていない者であること。 4.暴力団またはその代表者および構成員が暴力団等でない者であること。 5.公序良俗に反しない製品および技術力を有する者であること。
補助対象事業	1.官公庁等公的機関の主催、共催もしくは後援する見本市等またはこれに準ずるものであること 2.100以上の出展者がある見本市等であること 3.展示即売を目的としない見本市等であること ※自らの製品および技術力を紹介する見本市等に限りす。
補助対象経費	1.出展料または小間料に係る経費 2.小間の装飾に係る経費 3.出展する製品その他付随品等の運搬に係る経費 ※消費税および地方消費税相当額を除く。
補助金額	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額に相当する額。(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
限度額	20万円
申請期限	見本市等の開催初日の14日前まで

●府中市中小企業設備投資促進事業補助金

概 要	中小企業者の経営強化を図り、活力ある地域産業の発展に資するため、経営革新計画の承認又は経営力向上計画の認定を受け、経営革新又は生産性の向上に挑戦する中小企業者に対し、設備投資にかかる費用の一部を助成する。
補助対象者	<u>中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる中小企業者で以下の要件を全て満たすもの</u> ①市内に主たる事業所を有し、市内で引き続き1年以上事業を営む者。 ②平成28年4月1日以降に広島県知事へ経営革新計画の承認申請若しくは変更承認申請を行い、広島県知事から当該計画の承認若しくは変更承認を受けている者。又は経営力向上計画の認定を受けている者 ③市税等の滞納がない者。 ④暴力団又は暴力団員等でない者。
補助対象設備	<u>経営革新計画又は経営力向上計画に記載されている設備等で以下の要件を全て満たすもの</u> ①償却資産課税台帳に登録される資産であって、その種類が機械及び装置又は工具、器具及び備品であること。 ②取得価格の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が、法第2条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の者にあっては150万円以上、法第2条第1項第4号の者にあっては50万円以上の設備等であること。 ③リース契約により整備する設備等でないこと。 ④市内の事業所に新設、増設又は更新される設備等であること。 ⑤補助金の交付決定後に整備される設備等であること。
補助対象経費	<u>補助の対象となる設備等の取得に要する経費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</u> ※ただし、経費について、他の公的補助金等を受けるとき又は受けたときは、当該合計額から補助金額を控除した額を補助の対象となる経費とする。
補助金額	<u>補助の対象となる経費に5分の1を乗じて得た額に相当する額</u> (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
限度額	100万円
補助回数	1補助対象設備につき1回限り

詳細は府中市のHP (<http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先 府中市建設産業部産業振興課 TEL 0847-43-7190